

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 4 宝窓委－ 2 5
- 2 案件名 戸籍システム・コンビニ交付システム機器移設業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約日から令和 5 年（2023 年） 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方
住所：大阪府大阪市西区土佐堀 2 丁目 2 番 1 7 号
社名：富士フイルムサービス株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号 該当
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)
本件の対象となるシステムは、富士フイルムシステムサービス社製であり、同システムの著作権を保有する同社以外では対応できないため。
- 7 問合わせ先
課名：窓口サービス課 内線： 2 4 7 2

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－114
- 2 案件名 新型コロナワクチン接種券等印字・封入封緘業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 契約日から令和5年（2023年）3月31日まで
- 5 契約相手方
住所：大阪府中央区高麗橋4-1-1 興銀ビル2F
社名：株式会社広済堂ネクスト

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 5号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書号該当

(指定理由)

本業務は、新型コロナウイルスワクチン接種事業において令和5年春開始接種を実施するにあたり、対象者に発送する接種券等を含む個別案内の印字・封入封緘を行うものである。

国の主導のもと、接種体制確保やワクチン供給のスケジュールが刻々と変わる中、市民に最新情報を通知するためには、入稿から納品まで短期間で実施する必要がある。ひいては、迅速に業者を決定する必要があり、市が求めるスケジュールでの対応が可能である上記相手方と随意契約を行う。

6 問い合わせ先

課名：健康推進課

内線：2901

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子政委－10
- 2 案件名 子ども家庭総合支援拠点システム改修業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和5年（2023年）3月31日
- 5 契約相手方
住所：岡山県岡山市南区豊成二丁目7番16号
社名：株式会社両備システムズ
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
当該業務は、子ども家庭総合支援拠点システムの改修であり、そのベンダーである上記事業者以外では行えないものであるため、随意契約を行うものです。
- 7 問い合わせ先
課名： 子ども政策課 内線：2632

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 CR-投3
- 2 案件名 1号炉耐火物補修
- 3 案件場所 宝塚市 小浜1丁目 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和5年(2023年)3月31日
- 5 契約相手方
住所：大阪市西区土佐堀1丁目3番20号 三菱重工大阪ビル
社名：三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当
宝塚市契約規則 第20条1項ただし書該当

(指定理由)
本件については、既設の設備等と密接不可分の関係があり、仮に上記事業者以外が施工し、既存の施工部分との取り合いにおいて不具合が出た場合、責任所在が不明確になる等、ごみ処理に著しい支障が生じる恐れがあるため。
- 7 問合わせ先
課名： 管理課

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 CR-60
- 2 案件名 1号炉左壁水管補修
- 3 案件場所 宝塚市小浜1丁目地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和5年(2023年) 3月31日
- 5 契約相手方
住所：大阪市西区土佐堀1丁目3番20号 三菱重工大阪ビル
社名：三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当
宝塚市契約規則 第20条1項ただし書該当

(指定理由)
本件については、既設の設備等と密接不可分の関係があり、仮に上記事業者以外が施工し、既存の施工部分との取り合いにおいて不具合が出た場合、責任所在が不明確になる等、ごみ処理に著しい支障が生じる恐れがあるため。
- 7 問合わせ先
課名： 管理課

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T 3 4 - 4
- 2 案件名 花き展示会事業委託
- 3 案件場所 宝塚市 山本東3丁目 地内
- 4 契約期間 契約日から令和5年(2023年)4月10日
- 5 契約相手方
住所： 宝塚市東洋町1番1号
社名： 宝塚市花き園芸協会
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
花き展示会は来場者に対して本市の花き園芸の周知、普及を図ることを目的とし、植木まつりと併せて実施しています。市内の花き植木産業の振興及び市内花き園芸団体の育成及び活性化が期待できます。
また、上記団体は本件に関する専門知識を有しており、かつ地元に着した団体であるため、高度な花き展示を実現できるとともに、円滑な業務遂行が可能です。
以上の理由により、同団体を随意契約の相手方とします。
- 7 問合わせ先
課名：農政課 内線：2415